

別紙

諮問第1644号

答 申

1 審査会の結論

「少年事件質疑回答集」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇警察署〇〇課課長代理警部が再三にわたり説明している告訴は犯人に対する処罰意思が趣旨であるところ、少年事件は少年法により原則不処罰となっているのが我が国の刑事司法制度であるから、警視庁として、少年事件については一律に告訴は受け付けていないという警視庁での運用を確認することができる文書の一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和3年11月5日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件決定は適正かつ妥当なものであり、審査請求人が主張する条例9条に定める裁量的開示については特に必要があるとは認められない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和4年6月16日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年1月31日に実施機関から理由説明書を、同年2月27日に審査請求人から意見書を收受し、同年4月24日（第209回第三部会）から同年7月31日（第212回第三部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書として「少年事件質疑回答集」（警視庁生活安全部少年事件課、平成29年2月発行のもの。以下「本件対象公文書」という。）を特定した。

本件対象公文書は、実施機関が少年事件を担当する職員向けに作成した、取扱注意と付した執務資料であり、具体的な少年事件・事例の擬律判断や捜査・調査（以下「捜査」という。）要領に関する問とその答や解説（以下「質疑回答部分」という。）が根拠法令等とともに記載されているほか、少年事件を少年の年齢や事案の軽重ごとに分類してどのような措置をとるべきかを実施機関が独自に一覧にまとめた表（以下「一覧表」という。）等から構成されている。

実施機関は、本件対象公文書のうち少年事件に関する判断基準、捜査手法、取扱要領等に係る情報（以下「本件非開示情報」という。）を条例7条4号及び6号に該当するとして非開示とする本件一部開示決定を行った。

なお、本件対象公文書は警察庁発出の類似の文書と密接に関係するものであるため、実施機関は、警察庁に対して意見照会を実施し、その結果をもとに開示、非開示の判断をしたとのことである。

イ 少年警察活動について

少年事件に係る警察活動を規定するものとして、少年法（昭和23年法律第168号）の他に少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）、警視庁少年警察活動規程（平成15年5月23日訓令甲第22号）等がある。同規則、規程では、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動を少年警察活動と定め、事件捜査と保護活動の両面から少年の健全育成のための規定が整備されている。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 質疑回答部分について

審査会が確認したところ、質疑回答部分は、個別の事例に関する問に対してどのような対応をすべきか、少年法や犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）等の根拠法令や判例等を示しつつ実施機関の判断が記載されたものとなっていた。このうち問の部分や、解説部分に記載された根拠法令の大部分が開示されている一方、答や解説部分に記載された実施機関の判断や法令解釈についてはその多くが非開示とされていることを確認した。

審査会が検討したところ、非開示とされた実施機関の判断や法令解釈の部分については、開示された根拠法令等の内容から推測できる内容も一部含まれているものの、捜査機関として具体的な事例にどのように対応すべきかという一般に公にすることのない捜査手法や捜査要領に当たるものと認められ、これらを公にすれば、不法行為を企図する者らから対抗措置を講じられ、犯罪が巧妙化するなどして捜査活動がより困難なものになると考えられる。

また、他に非開示とされた部分は、少年事件の送致、通告要領に関する記載も見られるところ、その内容は、様々な年齢、犯罪種別、家庭環境等の少年について、警察としてどのような処遇意見を付して、どのような機関に送致又は通告等するのかなどの基準が個別具体的に記載されているものであった。これらの記載については、いずれも一般に公にすることのない捜査資料であると認められ、これらを公にすれば、不法行為を敢行した被疑者らが自らの罪を軽くするために基準に見合うように偽装したり、取り繕うなどして、罪を犯した少年の更生、再非行防止という少年法等の趣旨を没却する結果を招くおそれがあると考えられる。

さらに、その他非開示とされた部分には、家庭裁判所や検察庁などの関係機関と送致、通告等の事件種別について協議した記載や少年事件における被害者対応要領に関する記載も確認できた。これらの記載には、一見すると事件捜査や取締活動に直接的に支障を及ぼすとは理解しづらい部分が見受けられる。しかし、関係機関と送致等について協議することは、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るといふ少年警察活動の適正な遂行に密接に関連しているものと考えられる。また、被害者対応に関しては、現に少年事件を担当する職員が捜査活動の一環として行う少年警察活動の事務であり、それ自体、非開示とすべき少年警察活動に係る捜査手法、捜査要領、捜査資料等を明らかにする事実が該

当すると認められる。

以上のことから、本件非開示情報のうち、質疑回答部分で非開示とした部分は、これを公にすることにより、少年警察活動に係る捜査手法、捜査要領、捜査資料等を明らかにすることとなり、不法行為を企図する者や被疑者らがこれを知った場合に事前対策や対抗措置をとるなどして、少年犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報であると認められるため、条例7条4号に該当し、また、今後の少年警察活動の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 一覧表について

審査会が確認したところ、一覧表については、「犯罪少年の処遇意見決定に関する判断資料」、「触法事件の送致等に関する判断基準」、「少年関係記録作成対象一覧表」等があり、いずれも表題以外は全て非開示とされていた。非開示とされた部分には、年齢や事案の軽重等によってとるべき措置の異なる少年事件を、職員がどのように処理すべきかが一見して分かるように分類、詳述されており、情報量が多く、より秘匿性の高い捜査資料と判断された。

審査会が一部開示された質疑回答部分と一覧表とを比較、見分したところ、類似の項目や内容に関して開示、非開示の判断が異なる部分も見受けられたが、一覧表については、実施機関が職員に対して分かりやすく一覧にまとめたものであり、項目ごとに相互に関連した密接不可分の情報と認められた。また、どの項目を一覧表に記載するのも含めて実施機関の捜査要領、判断基準の一部と認められ、職員に分かりやすい内容とした一覧表を公にすることとなれば、不法行為を企図する者や被疑者らにも分かりやすい内容のものを開示することにつながる。

さらに、一覧表について部分開示となった場合、どの項目をどの部分まで区分して除くことができるかの判断は容易であるとは言えず、かつ、仮に部分開示できたとしても、断片的な公表情報だけとなり、有意な情報とは認められない。

以上のことから、本件非開示情報のうち、一覧表で非開示とした部分は、これを公にすることにより、少年警察活動に係る捜査手法、捜査要領、捜査資料等を明らかにすることとなり、不法行為を企図する者や被疑者らがこれを知った場合

に事前対策や対抗措置をとるなどして、少年犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報と認められるため、条例7条4号に該当し、また、今後の少年警察活動の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例7条6号に該当し、非開示が妥当である。

エ 裁量的開示について

審査請求人は、質疑回答部分のうち、被害者対応要領の非開示とされた部分について、被疑者に対する損害賠償請求のためには警察から被疑者の人定情報の教示を受ける必要があり、かかる教示がいかなる運用で行われているのかという点は、特に公にされるべき内容であるとして、条例9条に基づく裁量的開示を求めている。

条例9条は、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合に、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを規定している。

審査会が審査請求人の主張する箇所を確認したところ、根拠法令等に規定されている箇所は開示されている一方、実施機関の判断に当たる部分は非開示とされていた。少年警察活動を円滑に推進するためには、関係者の協力を得るため必要な説明を行うことが望ましいが、そのことと実施機関の判断部分を開示するか否かの判断は別問題であり、当該非開示部分は、条例7条4号及び6号の規定により保護される利益に優越するほどの開示すべき公益上の理由があるとは認められないため、審査請求人の主張は採用できない。

なお、審査請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亞、徳本 広孝、寶金 敏明、峰 ひろみ